

平成 18 年 6 月 6 日  
企業会計基準委員会

## 企業会計基準公開草案第 13 号 「金融商品に関する会計基準（案）」の公表

### コメントの募集

平成 11 年 1 月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」(以下「改正前会計基準」という。)では、旧商法が金銭債務の貸借対照表価額を債務額とすることとしていたことから、社債を社債金額をもって貸借対照表価額とし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を、資産(繰延資産)又は負債として計上し、償還期に至るまで毎期一定の方法により償却することとしてきました。しかし、平成 18 年 5 月に施行された会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)では負債の評価について債務額以外とすることが認められることとなりました。また、転換社債及び新株引受権付社債については旧商法での改正後、相当の期間が経過しております。さらに、企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、平成 17 年 12 月に企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を公表し、新株予約権、評価・換算差額等(繰延ヘッジ損益及びその他有価証券評価差額金など)について純資産の部に記載することとしています。

当委員会では、上記の状況への対応として、改正前会計基準について所要の改正を行うことを検討してまいりましたが、今般、平成 18 年 5 月 30 日の第 105 回企業会計基準委員会で、標記の企業会計基準の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 7 月 5 日(水)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： rev\_f\_instr@asb.or.jp

ファクシミリ： 03-5510-2717

お問い合わせ先： 03-5510-2737

## **本公開草案の概要**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、改正前会計基準と異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

### ■ 社債を含む金銭債務の貸借対照表価額

改正前会計基準では、社債は社債金額をもって貸借対照表価額とし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を資産（繰延資産）又は負債として計上し、償還期に至るまで毎期一定の方法で償却することとしていた。

本公開草案では、支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とするが、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならないものとしている（第 26 項）。

### ■ その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び新株予約権の表示区分

#### (1) その他有価証券評価差額金

改正前会計基準では、その他有価証券について、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額を当期の損失として処理する場合を除き、その他有価証券の評価差額（繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除した金額）は資本の部に計上するものとしていたが、本公開草案では、純資産の部に計上することとしている（第 18 項）。

#### (2) 繰延ヘッジ損益

改正前会計基準では、ヘッジ会計で時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べるものとしていたが、本公開草案では、これに係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除した金額を純資産の部において繰り延べるものとしている（第 32 項）。

#### (3) 新株予約権

改正前会計基準では、発行者側において、新株引受権を負債の部に計上するものとしていたが、本公開草案では、新株予約権及び新株引受権を純資産の部に計上することとしている（第 38 項及び第 113 項）。

### ■ 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理

改正前会計基準では、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品として、転換社債及び新株引受権付社債に関する会計処理を定めていたが、本公開草案では、新株予約権付社債に関する会計処理を定めることとしている。

■ 適用時期等

平成 18 年改正の本会計基準（以下「改正会計基準」という。）は、改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後改正会計基準公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、改正会計基準を適用することができる。

なお、改正会計基準を適用する場合の具体的な指針等については、今後、日本公認会計士協会が「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号）等を改正することが必要である。また、当委員会では、「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 1 号）及び「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 16 号）について所要の対応を行う予定である。

以 上